

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果		主体性のある消費者の育成						
指標名	消費者教育に向けた取組							指標の種類
指標式	生活センターにおける年間の出前講座等への参加者数（出前講座と教育支援講座の参加者合計）							成果指標 業績指標
年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度
目標a			6,400	6,400	6,500	6,600	6,700	
実績b	データ等の出典							
東北	消費生活班							
全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 07月 翌々年度 月								

指標名									指標の種類
指標式									成果指標 業績指標
年度別の目標値（見込まれる成果による指標）									
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	最終年度	
目標a									
実績b	データ等の出典								
東北									
全国									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 複雑・多様化する消費者トラブルに迅速・的確に対応するため、相談員の資質向上、市町村の基礎的な取組への支援のほか、消費者被害の未然防止のため、消費者教育など、地域社会における消費者問題解決力の強化を図る必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 消費生活審議会において、県及び市町村の相談体制の維持・充実のほか、消費者被害の未然防止のための取組が必要との意見が出されている。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

「消費者安全法」により消費生活相談への対応、生活センターにおける人材確保・資質向上に取り組むことは、県の責務とされている。また、県が市町村の取組を支援し、県全体の消費生活相談体制の充実を図る必要がある。

政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
重点事業	その他